

消費税減税に関する税制改正大綱、閣議決定

去る9月15日、政府は「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」を閣議決定した。

中低所得の現役勤労者の負担軽減のための「所得に応じたきめ細かな給付」を行う新たな制度として、就業者負担軽減支援金（以下、「支援金」という）を2029年度に本格導入するにあたり、それまでの「つなぎ」として、まずは、来年4月から、2年間に限った飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げと飲食料品に係る消費税1%相当分の範囲で実施する支援金制度を組み合わせて行うもの。

消費税減税に関する主な内容は次のとおり。

飲食料品に係る2年間の消費税率引下げ

(1) 期間

2027年4月1日から2029年3月31日までの2年間とする。

(2) 対象範囲

現行の軽減税率の適用対象と

なっている飲食料品を対象とする。

税率1%の対象となる飲食料品の範囲は、税率8%時から変更はなく、税率8%の軽減税率が適用されている「週2回以上発行される新聞の定期購読分」については、今般の税率引下げの対象外とする。

(3) 税率

1%（国税0.78%と地方税0.22%相当分の合計）とする。

(4) 適格請求書等

対象となる飲食料品の譲渡を行い、または譲渡を受けた場合における適格請求書、仕入明細書その他の書類の「適用税率」の欄には特例税率を、「消費税額等」の欄には特例税率に基づき消費税額等の額をそれぞれ記載するものとする。

実施のための所要の措置

(1) 本則課税事業者に移行する場合の特例

還付申告が可能な本則課税に移行する場合、届出の提出期限を「課税期間の末日」に後ろ倒す

特例や、簡易課税のいわゆる2年縛りを解除する特例を設ける。

(2) 簡易課税制度の特例

簡易課税制度の適用事業者による軽減税率が適用される飲食料品の販売について、税額が発生しない特例を設ける（売上税額と同額の仕入税額を控除）。

(3) 総額表示義務の特例

消費者にとっては総額表示がわかりやすいことも踏まえ、総額表示義務は維持しつつ、総額表示にただちに対応することが困難な場合、税率変更の前後の最大各2カ月間、飲食料品は8%または1%での総額が表示されていればよいこととする（実際の支払額と誤認させない措置の実施が条件）。

(4) 中間申告制度の特例

来年4月以降の中間申告について、新税率（1%）で再計算した前年税額に基づく中間申告を可能とする。

(5) 予約販売・通信販売の経過措置

定期供給契約による予約販売（例：1年分の代金を先払いしておけば、旬の食材が毎月届く）については、来年1月1日前に契約を締結し、来年4月1日前に対価を領収している場合、引下げ前の税率（8%）を適用し

法人企業景気予測調査 (内閣府・財務省)

令和8年7~9月期調査

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金（以下、「資本金」といいます）1千万円以上の法人（ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上）を対象としています。以下は、令和8年7~9月期調査結果の概要です。

対象企業数 14,448社
回答企業数 11,244社
回収率 77.8%

景況		●貴社の景況
景況	令和8年7~9月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は5.3%ポイントとなり、令和8年1~3月期以来2期ぶりの「上昇」超となっています。続いて、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっています。	先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業は「上昇」超で推移する見通しとなり、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっております。
	●国内の景況	令和8年7~9月期の「国内の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は2.9%ポイントとなり、令和8年1~3月期以来2期ぶりの「上昇」超、中堅企業、中小企業はいずれも「下降」超となっています。
	先行きを全産業で見ると、大企業は「上昇」超で推移する見通しとなっています。中堅企業、中小企業はいずれも「下降」超で推移する見通しとなっています。	
	雇用	令和8年9月末時点の「従業員数判断」BSIを全産業で見ると、大企業は26.7%ポイントとなり、平成23年9月末以降61期連続の「不足気味」超となり、中堅企業、中小企業はいずれも「不足気味」超となっています。
雇用	先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっています。	
	売上高	令和8年度は、4.1%の増収見込みとなっています。
売上高	業種別にみると、製造業、非製造業ともに増収見込みとなっています。	
	経常利益	令和8年度は、2.3%の増益見込みとなっています。
経常利益	業種別にみると、製造業、非製造業ともに増益見込みとなっています。	
	設備投資	令和8年度は、11.0%の増加見込みとなっています。
設備投資	業種別にみると、製造業、非製造業ともに増加見込みとなっています。	
	(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。	

貴社の景況判断BSI (「上昇」-「下降」社数構成比)		(単位：%ポイント)			
		令和8年4~6月 前回調査	令和8年7~9月 現状判断	令和8年10~12月 見通し	令和9年1~3月 見通し
大企業	全産業	▲0.5	5.3	6.0	4.6
	製造業	▲1.8	7.6	5.8	4.9
	非製造業	0.0	4.2	6.1	4.5
中堅企業	全産業	▲3.9	0.8	5.0	2.7
	製造業	▲10.8	▲2.0	5.2	2.5
	非製造業	▲2.1	1.5	4.9	2.8
中小企業	全産業	▲17.6	▲10.9	▲2.8	▲6.4
	製造業	▲16.5	▲10.3	0.1	▲9.1
	非製造業	▲17.8	▲11.0	▲3.3	▲5.9
国内の景況判断BSI (「上昇」-「下降」社数構成比)		(単位：%ポイント)			
		令和8年4~6月 前回調査	令和8年7~9月 現状判断	令和8年10~12月 見通し	令和9年1~3月 見通し
大企業	全産業	▲4.5	2.9	2.4	1.8
	製造業	▲6.4	3.8	2.0	0.2
	非製造業	▲3.6	2.5	2.6	2.6
中堅企業	全産業	▲14.3	▲4.3	▲0.7	▲2.0
	製造業	▲17.5	▲2.6	2.0	▲1.0
	非製造業	▲13.4	▲4.8	▲1.3	▲2.3
中小企業	全産業	▲28.2	▲19.2	▲13.6	▲13.8
	製造業	▲29.5	▲16.0	▲10.6	▲15.3
	非製造業	▲27.9	▲19.7	▲14.2	▲13.5

て申告納税する経過措置を設ける（通信販売についても、来年

1月1日前に条件提示、来年4月1日前に申込みを受けた場合、同様の経過措置とする）。

農林漁業者等への対応

飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げの影響を受ける農林漁業者や食品事業者、外食事業者については、資金繰り支援

会計

金融資産の減損に関する会計基準等、次回公表議決へ—ASBJ

去る9月17日、企業会計基準委員会は、第584回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は以下のとおり。

金融資産の減損

前回親委員会（2026年10月1日号（No.1788）情報ダイジェスト参照）に引き続き、金融資産の減損に関する会計基準に関する審議が行われた。

公開草案を再度公表する必要の有無ならびに、前回聞かれた意見を踏まえての文案等の修正案が示され、検討された。委員から異論は聞かれなかった。

次回（10月5日開催予定）公表議決予定。

等の対応を行う。

*

また、国税庁HPにて、パンフレットやQ&Aをまとめた「消費税率引下げ特設サイト」が開設されている（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/zeiritsukisage.htm>）。

継続企業

前回親委員会（2026年10月1日号（No.1788）情報ダイジェスト参照）に引き続き、継続企業に関する会計基準について文案等の審議が行われた。委員からは、特段異論は聞かれなかった。

次回、監査基準に関する議論との関係を確認したい点を踏まえて審議を行う予定。

適用後レビュー

(1) 評価対象の選定

ASBJの適正手続規則では、「重要と認められる新規の企業会計基準等の開発及び既存の会計基準等の改正を行ったときは、投資家、財務諸表作成者、監査

管理部門必修 リスク管理講座

川崎重工の架空発注 事件(前編)

危機管理システム研究会理事 博士政策研究

樋口 晴彦

川崎重工の2023年度の防衛関連売上は2,885億円（会社全体の15.6%）に達し、金額的にも三菱重工に次ぐ第2位です。同社の神戸造船工場では潜水艦を建造していますが、その修理も同工場の修繕部で行っています。修理工事は船体・機関など5分野に分かれ、それぞれについて進捗管理を担当する「工担」が選任されています。

2024年2月、大阪国税局から指摘を受けたことで本事件が発覚しました。工担が外部業者に架空発注を行って裏金を捻出したうえで、別の物品を不正に納入させたり、プールさせておいた裏金を飲食に費消したりしていたのです。

本件不正は遅くとも約40年前（1985年頃）から続けられていました。2018年度から2023年度までの直近6年間だけでも架空発注額は約17億円に達し、このうち約12・4億円が川崎重工側に還流し、業者側も約4・5億円のマージンを得ていたとされます。

架空発注の対象は「養生材」がほとんどでした。修理工事に際し、どれくらいの養生材が必要となるかはケースバイケースで

あり、恣意的に金額を操作することが可能だったうえに、消耗品扱いでほとんど廃棄され、証拠が残らないことが好都合だったのです。

不正行為の発端は、潜水艦の乗員が要望した物品（整備業務用の安全靴・合羽・工具や、装備品のディスプレイ、ケーブル、照明器具等）を不正に調達したことでした。こうした物品は防衛省が本来支給すべきですが、支給されない、数が不足している、品質が不十分などの問題が常態化していたのです。

自衛隊側の工事監督官もこうした不正な調達を認識していたばかりでなく、自らも不正に関与していました。ある意味で、現行の調達制度の不備を補う「必要悪」という側面があったことは否めません。川崎重工にとっても自衛隊は「お得意様」であるうえに、国防のためできるだけのこととをしなければという気持ちも存在したようです。

約20年前（2005年頃）には、川崎重工の現場作業員が修理工事に必要とする物品・工具類なども裏金で不正調達するようになり、事情は前記と同様であり、正規の調達手続があまり

に煩雑なうえに、購入許可がなかなか得られない、調達に時間がかかりすぎるなどの問題があったためです。

さらに裏金の使途はエスカーとして、乗員の私物品（ゴルフ用品、腕時計、釣具等）や、乗員側との関係構築のため開催される懇親会の費用にまで裏金が支出されるようになっていました。私物品や懇親会に費消された金額の合計は、直近6年間で少なくとも5・8億円に達していました。

もともと「必要悪」として始まったことが、なす崩的にエスカレートしていったのはどうしてでしょうか。不正と承知したうえで裏金を扱っていれば、関係者の感覚が少しずつ麻痺していくことは避けられません。裏金の使い道には何のチェック機能も存在しない以上、時間の経過とともに必ず腐敗していくのです。本事件でも一部の工担は、自分の私物品（PC、ゴルフ用品、家電製品等）を業者に依頼したり、私的な飲食費やゴルフ場利用料をツケ回したりするなどの背任行為を手掛けるまでになっていました。後編ではこのような不正をどう防ぐか考えていきます。

人に与えた影響を評価する目的で、適用後レビューを実施しなければならぬ」とされている。適用後レビューを行うにあたって、評価対象となる会計基準等の選定において、どれだけ広範な会社に影響するか（広範さ）と意思決定関連性に与える影響度（意思決定関連性）の観点から、次の基準等が候補として示された。

- ・「収益認識に関する会計基準」等
- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」

事務局からは、広範さおよび意思決定関連性がともに高いことから、収益認識会計基準を評価対象とする提案が示された。見積開示会計基準は、意思決定関連性が中程度であり、開示に限定した内容であることを踏まえて、対象とされなかった。

(2) 評価プロセス

その場合の評価プロセスについて、次の案が示された。

- ① ASBJ事務局が収益認識会計基準の適用による影響の調査報告書のたたき台を作成し、これをもとに企業会計基準諮問会議のメンバーおよび関連諸

団体等から意見を聴取する。

- ② ①の意見聴取の結果を取りまとめ、追加的な意見がないかの確認を行う目的で、広く利害関係者に対して情報要請を行う。

会計

排出量取引制度における共同届出等の会計処理、検討—ASBJ、実務対応専門委

去る9月14日、企業会計基準委員会は第181回実務対応専門委員会を開催した。

前回専門委員会（2026年9月10日号（No.1786）情報ダイジェスト参照）に引き続き、

排出量取引制度に係る会計上の取扱いについて審議が行われた。

主な審議内容は次のとおり。

共同届出を行う場合の会計処理

排出量取引制度では、制度対象事業者の子会社等と一体的に排出目標量等の届出ができるとされており、この場合に、これまで検討してきた単独の制度対象事業者の会計処理を、どのように適用すべきか検討された。

共同届出においては、複数の制度対象事業者で構成する共同届出の単位で算定した排出目標量に基づく排出枠が無償で割り当てられ、共同届出の単位で算定した排出実績量に基づき

*

委員からは賛意が聞かれ、今後、おおむね事務局案の方針で進められる予定。

排出枠の保有義務を履行することとなるため、共同届出の単位で排出削減義務を負うことになると考えられる。

そこで事務局は、共同届出の排出実績量が、無償で割り当てられた排出枠の量を共同届出の単位で上回る、あるいは下回ると見込まれるかにより、費用または利益を算定することを提案した。また、その費用または利益は、共同届出を構成する各制度対象事業者の排出実績を反映する合理的な方法によって配分し、各制度対象事業者がそれぞれ費用または利益を計上するとした。

専門委員からは共同届出の費用・利益を計上するタイミングの質問があり、事務局は全体の費用を期末日、利益を通知日に計上してから、各社で損益を配分する想定であると回答した。

また、専門委員から利益に対するBS上の相手科目について質問され、事務局は特定の科目を想定していないものの仮勘定の性質を持つと回答した。

J-クレジット等の取扱い

排出量取引制度において排出実績量から控除できる手段としての国内取引のJ-クレジットおよび海外取引のJCMクレジットについて、会計上の取扱いの検討を行った。

事務局の分析では、J-クレジット等は、排出削減義務のない報告制度での利用目的や市場での売買目的等の面で、排出量取引制度のみで利用可能な排出枠よりも汎用性があるとした。

そのうえで、制度対象事業者がJ-クレジット等を無効化（クレジットの登録簿においてクレジットを移動できない状態にすること）した場合には、割当年度の排出実績量にJ-クレジット

ト等の無効化による排出量の控除を反映する提案を行った。専門委員から異論は聞かれなかった。

東京都の排出量取引制度に係る取扱い

事務局は、東京都の排出量取引制度のような既存の排出削減義務のある制度について、現在検討中の新たな実務対応報告を準用し、GX推進法に基づく排出量取引制度との相違点を反映して適用することを提案した。

また、クレジットに市場価格のない東京都の排出量取引制度において、適切な取引価格を用いて会計処理を行うことも提案した。専門委員から異論は聞かれなかった。

*

9月17日開催の第584回親委員会でも同内容が審議され、異論は聞かれなかった。今回は文案を検討する予定。

会計

金融商品の分類と測定に関する検討、進む—ASBJ、金融商品専門委

去る9月16日、企業会計基準委員会は第262回金融商品専門委員会を開催した。

前回専門委員会（2026年

9月20日号（No.1787）情報ダイジェスト参照）に引き続き、金融商品の分類および測定に関する会計基準に関する審議が行

(図表) 個別の定めを設ける金融商品に関する事務局分析

	個別の定めを設ける候補となる金融商品	事務局分析
(1)	金利改定頻度と参照金利のテナーが一致しない債権および債券等	個別の定めを設けつつ、一定の場合には反証可能。
(2)	早期償還が元本残高および当該残高に対する利息の支払を実質的に反映しない金額で行われる債権および債券等	個別の定めを設ける。
(3)	国の破綻処理機関が特定の状況において保有者に損失を課す権限を有している債権および債券等	国の破綻処理機関からの要求により金融商品の保有者に損失を課すという契約条件は真正ではないものとみなすこととし、結果的に個別の定めを設けない。
(4)	利息の繰延条項が付された債権および債券等	一定の場合に個別の定めを設ける。
(5)	利息の支払停止条項が付された債権および債券等	個別の定めを設ける。
(6)	偶発的な要素により金利が調整される債権および債券等	一定の債権および債券等については個別の定めを設ける。
(7)	原資産の稼働状況に連動するノンリコース要素を含む債権および債券等	個別の定めを設ける。
(8)	原資産プールがSPPI要件を満たさない金融商品で構成される契約上リンクしている債権および債券等	個別の定めを設ける。
(9)	債券と同様に取引扱われる種類株式	フェーズ1の対象外とし、フェーズ2においてあらためて検討する。
(10)	信託財産構成物である金融資産の委託者である企業における譲渡金融資産の残存部分	フェーズ1の対象外とし、フェーズ2においてあらためて検討する。

SPPI要件を適用した場合

われた。

主な審議事項は次のとおり。

個別の定めを設ける金融商品

第259回専門委員会（2026年8月10日号（No.1784）情報ダイジェスト参照）にて、優先的に検討を行うフェーズ1（減損プロジェクトの残課題である予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域）の対象となる金融商品の分類アプローチの方向性について、事務局は次の提案をしていた。

事務局は、前回に引き続き、FVPLで測定するように個別の定めを設ける候補となる図表の金融商品について分析を行った。

と同様の結果（組込デリバティブの区分処理の影響を除く）となるように金融資産の種類ごとに個別の定めを設ける。この場合、明らかにIFRS9号「金融商品」のSPPI要件を満たさない（実効金利法による償却原価で測定することに適さない）ものについて、FVPLで測定するように個別の定めを設ける。

国際会計

株主提案・委任状勧誘に関する規則の改正案、公表——SEC

去る9月16日、SECは、株主提案・委任状勧誘に関する次の提案を行った。

1934年証券取引法規則の改廃

(1) 14a-8の廃止

SEC規則（連邦ルール）である規則14a-8（上場企業に対し、条件を満たす株主提案を招集通知に記載するよう義務づけ）が廃止されれば、株主提案の規制は各州や企業の規定に委ねられることになり、議案を投票に付するための条件が、企業の設立州によって異なることになる。

SECのポール・アトキンス委員長は、SECには株主の議決権行使を規制する法的権限がなく、この問題は州が管轄するほうが適切だと述べた。

(2) 14a-4(c)の改正
規則14a-4(c)（規則14a-

専門委員会から、(3)について、個別の定めを設けない意見と、個別の定めを設けつつ一定のガイドランスを提供するべきとの意見の、どちらも聞かれた。

9月17日開催の第584回親委員会でも同様の審議が行われ、「(3)について個別の定めを設けないとしないのか、今後「も検討を」との意見が聞かれた。

委任状規則の改正

委任状勧誘プロセスの近代化を目的として、企業が証券保有者に対して年次報告書を提出する義務の廃止などの4項目の改正を提案している。

コメント募集

コメントの募集期間は、提案が連邦官報に掲載された後、60日間である。

金融

米景気の強さで長期化する高金利

米連邦準備制度理事会（FRB）は9月16日の連邦公開市場委員会（FOMC）で、フェラル・ファンド（FF）金利誘導目標を0.25%ポイント引き上げ、3.75〜4.00%とした。7月会合では3人が利上げを主張し、9対3で据え置きを決めたが、今回は全会一致となった。ただ、重要なのは利上げそのものより、同時に示された今後の金利見通しである。2027年末のFF金利中央値は6月の3.6%から4.1%へ、2028年末も3.4%から3.9%へ、ともに0.5%ポイント引き上げられた。声明は、経済活動が堅調で、国内支出は底堅く、生産性と設備投資も強いと評価した。経済見通しでも、景気や雇用の悪化リスクを挙げた参加者はいなくなった。

一方、総合PCE物価の上振れリスクはほぼ全員が指摘し、6月から変わらなかった。むしろ、景気悪化への警戒が大きく

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日 付	法 規 等	出 所	備 考
2026年 9月15日	金融庁告示68号 企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条の九第五項に規定するサステナビリティ開示基準を指定する件の一部を改正する件	金融庁	SSBJが2026年6月11日に公表したサステナビリティ開示実務対応基準1号「温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の開示」を開示府令に規定するサステナビリティ開示基準として指定するもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r8/shouken/20260915/20260915.html
2026年 9月15日	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等	金融庁	ASBJからの改正法人税等会計基準等、および実務対応報告公開草案74号(実務対応報告45号の改正案)「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い(案)」等の公表に伴い、財規等および財規ガイドライン等の所要の改正を行うもの。また、ASBJが2026年7月7日までに公表した改正金融商品会計基準等および改正法人税等会計基準等を、財規等に規定する一般に公正妥当と認められる会計基準とする告示改正案も公表されている。コメント期限は10月16日。 https://www.fsa.go.jp/news/r8/sonota/20260915-2.html
2026年 9月15日	テクノロジー委員会研究文書14号 「監査へのデータアナリティクス活用に関する研究文書」	JICPA	被監査会社のデジタル化の進展により、監査証拠の電子データへの移行や非財務情報の活用場面が広がり、AIの技術とサーバ環境の向上により、監査の品質および効率性が高まっていく状況のなか、監査におけるデータアナリティクスの重要性および活用方法を明らかにし、会計監査の現場における有用性を示すことを目的として作成されたもの。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20260915ajg.html

後退したことが重要である。景気が強ければ、FRBは景気悪化を恐れて利下げを急ぐ必要が小さくなる。今回の利上げは、景気の底堅さを背景に、物価上昇率を2%目標へより適時に戻す狙いとみられる。

2027年は総合PCE物価上昇率が2026年の3.7%から2.3%へ低下する一方、成長率は2.4%、失業率は4.1%と見込む。高金利が続いても景気や雇用は大きく悪化せず、総合PCE物価上昇率は2028年に2.1%、2029年に2.0%へ低下する見通しである。しかし、このとおりになるとは限らない。需要が強いままであれば、4%前後の金利でも物価を十分に抑えられない可能性もある。反対に、高金利の影響が遅れて企業の投資や雇用に表れれば、景気はFRBの予想以上に悪化しかねない。

参加者の政策金利見通しは決定事項ではなく、今後の景気や物価によって変わる。それでも、景気が悪くなれば金利はすぐ下がるとの前提は置きにくい。企業の借入れや借換え、設備投資では、2027年まで米金利が高止まりする可能性を考慮する必要があるだろう。

証 券

世界同時利上げと株価の今後

9月の世界株式市場では、株価・株価指数はダウントレンドへ移ったようだった。トランプ米大統領が始めたイランとの停戦交渉は一向に実らず、反対にイランはホルムズ海峡の封鎖を再強化した。この結果、原油市況は上昇テンポを早め、インフレ加速化の懸念が強まるなかで、主要国の中央銀行は政策金利の引上げ姿勢を強めた。金融政策発動の気配に株価の足取りはすっかり鈍くなり、一進一退を繰り返しながら、全体として緩やかに低下してきた。

こうした株価の動きを代表するのは日米両国である。株価はインフレ抑制のために政策金利の引上げを意識し始めたが、一方で株価をリードしてきたAI、半導体関連企業の業績動向も頻繁に影響するため、利上げ予想の強まりで株価の下げが大幅になるわけでもない。また、日本だけの事情といってよいが、為替相場変動の株価への影響が依然として大きい。

主要国の政策金利を決定するのは中央銀行の金融政策決定会

議である。9月中旬、ECB(欧州中央銀行)、米連邦準備制度理事会(FRB)、日本銀行は相次いで金融政策決定会議を開き、揃って政策金利を0.25%引き上げ、それによって主要国の株価は上昇した。

しかし、今回の主要国の同時利上げが、世界の株価の転機となったとはいえないだろう。主要国は利上げが今後も続くことを明らかにしている。FRBは今回の利上げ実施と同時に年内の再利上げを表明した。日本銀行は利上げを続け、その間隔が狭まると表明している。

これから、政策金利の動向に影響を及ぼしそうなのは、トランプ米大統領の行動である。米政策金利について大統領はかねてから利下げを主張してきたが、今回FRBは利上げに踏み切り、さらに次の利上げも表明している。支持率低迷と中間選挙の敗北におびえる大統領がFRBに黙っているとは思えない。これからの株価、債券相場、円相場などにはまだ波乱がありそうだ。